

老人保健施設のじま通所リハビリテーション事業所運営規定

第1章 通所リハビリテーションの目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人十字会が開設する老人保健施設のじま通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅サービス計画に基づき、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 デイケアセンターのじま

二 所在地 鳥取県倉吉市瀬崎町2714-1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤職員 医師）

施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

二 理学療法士及び作業療法士 3名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

三 看護職員 1名以上

利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。

四 介護職員 10名以上

利用者の送迎及び日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五 支援相談員 1名

利用者やその家族からの相談への対応、レクレーションなどの計画・指導を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日～土曜日(日曜日、8月14日・15日、12月31日～1月3日を除く)

二 営業時間 8時30分～17時30分

第4章 通所リハビリテーションの定員

(通所リハビリテーションの定員)

第6条 通所リハビリテーションの定員は、60人とする。

(定員の遵守)

第7条 利用定員を超えて通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。

第4章 通所リハビリテーションの内容及び利用者その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 サービス提供の開始に際して、申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第9条 サービス提供を求められた場合には、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 事業所は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(通所)

第10条 その心身の状況及び病変並びにその置かれている環境に照らし看護及び機能訓練その他必要であると認められる者を対象に、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 利用者の病状、当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行い、適切な他の指定通所リハビリテーション事業者等への紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

4 利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。

5 サービスの提供内容について、医師、看護・介護職員、支援相談員、理学療法士等の職員の間で協議する。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 通所リハビリテーションの提供の際に要介護認定の申請が行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、利用者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるように援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請を、遅くとも介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービス計画)

第12条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所リハビリテーションを提供しなければならない。

2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

(機能訓練)

第13条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第14条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

2 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

3 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

5 その他、利用者に対し、離床、着替え、その他日常生活の世話を適切に行う。

6 事業所は、利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第15条 食事の提供は、栄養、利用者の心身状況・嗜好を考慮して、適切な時間に行う。

また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り食堂で行う。

2 食事の時間は、おおむね次の時間とする。

一 昼食 正午

(相談及び援助)

第16条 常に利用者の心身に状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第17条 適宜、利用者のためのレクレーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用者負担の額)

第18条 利用者負担の額を以下とおりとする。

2 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

3 食費、おむつ代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し利用者に同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書に交付)

第19条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第20条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

一 倉吉市

二 東伯郡北栄町

(身体の拘束等)

第21条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第22条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第6章 利用にあたっての留意事項

(禁止行為)

第23条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6カ月に1回は避難、救出その他必要な訓練などを行う。

(業務継続計画の策定等)

第25条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第26条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力病院)

第27条 利用者の病状の急変等に備えるため、次の病院及び診療所を協力病院と定める。

鳥取県倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院

鳥取県倉吉市駄経寺町2丁目40-2 たけ歯科医院

(掲示)

第28条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密義務及び個人情報の保護)

第29条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

(苦情処理)

第31条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を施設事務所内に設置し必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、鳥取県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、鳥取県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第32条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第33条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第34条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第35条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人十字会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成17年10月 1日から施行する。

平成21年 6月 1日から施行する。

平成29年11月 1日から施行する。

令和 元年10月 1日から施行する。

令和 3年 4月 1日から施行する。